

砂防ふくしま

第15号

福島県砂防協会機関誌



写真：急傾斜地対策事業 志津1号
いわき四倉町志津地内
(平成17年度完成)

CONTENTS

福島県砂防協会長あいさつ	2
福島県土木部砂防グループ参事(福島県砂防協会常任幹事)あいさつ	2
平成17年度福島県砂防協会の活動報告	3
平成17年度福島県砂防協会研修会の開催	3
平成18年度全国治水砂防協会通常総会の開催	4
第46回砂防および地すべり防止講習会の開催	4
平成18年度福島県砂防関係事業	5
土砂災害警戒区域等が指定されました	8
平成17年度に完成した砂防関係施設	9

突然襲う 土砂災害

身を守るのは「早めの避難です。」

福島県砂防協会長あいさつ



福島県砂防協会長

只見町長 小沼 昇

会員の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本協会の運営にあたり御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

昨年度は、台風等による大きな土砂災害等の被害がなかった一方で、会津地方においては、近年にない大雪に見舞われましたが、地域住民の生命を守るため県と市町村の職員が協力して県内の雪崩危険箇所について緊急点検や住民への注意喚起を行なうことにより安全の確保に努め、事無きを得たところです。

また、昨年12月には土砂災害危険箇所の周知と、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制及び既存住宅の移転促進等を目的に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の促進に関する法律」に基づき、県内で初めて土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が指定されました。砂防関係施設の整備等ハード対策とソフト対策との一体的推進による本県砂防関係事業の一層の充実が期待されており、福島県砂防協会としても指定推進のため積極的に支援と協力

を行なっていく所存であります。

昨年度、本協会では県民への土砂災害防止に対する意識の高揚を図るために広報・啓発活動として、各種コンクールの参加をはじめ、砂防関係事業の認識を深め、砂防行政の向上を目的に各種研究会への参加を行ないました。

また、5月29日には福島県砂防協会研修会を開催し、独立行政法人土木研究所雪崩・地すべり研究センターの花岡所長から、中越地震及びH18豪雪の被害状況等に関する報告と雪崩・地すべりに関する最新の研究等について御講義を頂き、社団法人全国治水砂防協会の岡本常務理事からは、実際の土砂災害現象の映像を交え、土砂災害のメカニズムと住民の生命を守るため、避難勧告の重要性について御講義を頂きました。

一方、5月17日に開催された平成18年度全国治水砂防協会通常総会で、事業計画等の審議と共に全国治水砂防協会砂防功労者の表彰が行なわれ、本県からも若尾村長で元福島県砂防協会会長の松本允秀氏が受賞されました。心から御祝い申し上げます。

本協会といたしましては引き続き、土砂災害防止のより一層の推進のため、砂防関係事業の促進に鋭意努力していく所存でございますので、会員の皆様の特段の御協力と関係機関の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の今後の益々の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、あいさつといたします。

福島県土木部砂防グループ (福島県砂防協会常任幹事)

参事あいさつ

福島県砂防協会員の皆様には、県の砂防行政の推進にあたり、平素から御協力と御支援をいただき感謝申し上げます。

県では、平成15年3月に土砂災害危険箇所の見直し調査結果を公表するとともに、土砂災害の未然防止のために砂防関係施設の整備を推進しているところですが、すべての危険箇所を整備するには多くの期間と膨大な費用を要するため、ハード・ソフト対策を一体化した総合的な土砂災害対策を推進しているところあります。

ハード対策につきましては、財政構造改革プログラムに基づき事業費が削減される中、緊急性・重要性に着目し引き続き計画的に整備を進めてまいります。

ソフト対策につきましては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、平成16年度から土砂災害危険箇所の土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を進めており、昨年12月以来土砂災害警戒区域等の指定にも着手したところ

です。これまで、県内73箇所の区域指定を行なってきました。

区域指定箇所においては、同法第7条の規定に基づき市町村には警戒避難体制の整備等が義務化されますが、当グループでは、区域指定箇所について、指定関係図書を市町村に送付するとともに、ハザードマップの作成のための情報提供等、市町村が行なう避難体制の整備を支援してまいります。

また、福島地方気象台と連携した土砂災害警戒情報の提供システムにつきましては、平成19年度の運用開始を目指し整備を進めているところです。

平成18年度の砂防関係事業の予算を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にありますが、今後とも安全で安心な県土づくりの実現のため砂防関係事業をより一層着実に推進して行く考えでおりますので、会員の皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力を頂きますとともに、安全で活力ある地域づくりに一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。

平成17年度 福島県砂防協会の活動報告

1 福島県砂防協会

①平成17年度通常総会	平成17年 7月14日	福島市・杉妻会館
②平成17年度研修会	平成18年 5月29日	福島市・福島ビューホテル

2 全国治水砂防協会東北地区協議会

①平成17年度通常総会	平成17年 7月21日～22日	岩手県盛岡市
②平成17年度要望活動	平成16年 8月 4日	東京都
③平成17年度臨時総会	平成17年 2月 7日	東京都

3 全国治水砂防協会

①平成17年度促進大会	平成17年11月15日	東京都
②平成17年度要望活動	平成17年11月15日	東京都
③平成18年度通常総会	平成18年 5月17日	東京都

平成17年度 福島県砂防協会研修会の開催

平成18年 5月29日（月）に福島市の福島ビューホテルにおいて、県内の市町村等から約50名の職員が参加し、平成17年度福島県砂防協会研修会が開催されました。

研修会では独立行政法人土木研究所雪崩・地すべり研究センター 所長の花岡正明氏から「近年、中山間地に深刻な影響を及ぼした斜面災害～中越地震に伴う地すべり及びH18豪雪～」と題し講義が行われ、中越地震による土砂災害とH18豪雪による雪崩被害の概況と最新の地すべり・雪崩に関する研究などについて御講義を頂きました。

また、社団法人全国治水砂防協会 常務理事の岡本正男氏から「土砂災害に学ぶ」と題し講義が行われ、DVDを利用しながら本年5月に岐阜県揖斐川町（いびがわちょう）東横山地内で起きた地すべりなど具体的な土砂災害現象を映像で紹介し、土砂災害のメカニズムと、住民の生命を守るため避難勧告の重要性などについて御講義を頂きました。

最後に砂防グループから「福島県の砂防関係事業の概要について」と「土砂災害防止法について」と題し、県の砂防事業の取り組み状況と土砂災害防止法に関する取り組み状況などについて説明を行いました。



(独) 土木研究所雪崩・地すべり研究センター所長 花岡様



(社) 全国治水砂防協会常務理事 岡本様

平成18年度 全国治水砂防協会通常総会の開催

平成18年5月17日（水）午前11時から、東京都千代田区平河町の砂防会館別館シェーンバッハサボーリ根で、全国治水砂防協会の平成18年度通常総会（第70回）が開催されました。

通常総会には、全国各地から会員が参集し、県内からも約30名の会員の皆様に御出席いただきました。

通常総会では、綿貫民輔全国治水砂防協会会長が挨拶を行って、議長席に着き、来賓の祝辞をいただいた後、議事案件の審議に入りました。



東京都の砂防会館で開かれた通常総会

平成17年度事業報告、平成17年度収支決算報告、平成18年度事業計画及び平成18年度収支予算について審議が行われ、全会一致で承認されました。

最後に、全国治水砂防協会功労者の表彰が行われ、本県からも葛尾村長で元福島県砂防協会会长の松本允秀氏が受賞されました。



松本允秀氏（葛尾村長）表彰の様子

第46回 砂防および地すべり防止講習会の開催

平成18年3月16日（木）～17日（金）に東京都千代田区平河町の砂防会館別館シェーンバッハサボーリ根で、第46回 砂防および地すべり防止講習会が開催され、全国から多くの方々が参加いたしました。

講習会では赤木賞を受賞された新谷 融氏（北海道大学名誉教授）による特別講演「北の大地で砂防を想う～自然緑地（生物圏）の保全再生の中核に～」をはじめ、国土交通省砂防部長 亀江幸二氏ほか11名の方による講義が行なわれました。



新谷 融氏表彰の様子

平成18年度 福島県砂防関係事業

■ 事業方針

平成18年4月1日現在、土砂災害危険箇所は8,689箇所があり、その内、当面県が対策施設を整備しようとしている箇所に対する整備率は24.4%と非常に低い状況であります。県内の各地に数多く散在している土砂災害危険箇所の解消を図るために、重点的かつ効率的に事業を進め、土砂災害から地域住民の生命と財産を守り、「安全で安心できる生活環境づくり」を推進します。

さらに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や、土砂災害に対する警戒避難体制の確立に必要な情報提供等のソフト対策を推進し、「総合的な土砂災害対策」を実施します。

施設整備にあたっては、水と緑豊かな空間の保全・創出や適正な管理、地域の活性化を進めるため、景観環境整備事業に基づき、個々の溪流や斜面が持つ豊かな自然環境や景観等に配慮します。

また、施設の老朽化等による機能低下は、重大な土砂災害につながるおそれがあるため、施設の点検や維持管理の充実を図ります。

● 土砂災害危険箇所の整備状況 (平成18年4月1日現在)

種 別	箇所数※1	県要対策箇所	整備済数	整備率※4
土石流危険溪流	4,248(4,272)	1,667※2	339	20.3%
地すべり危険箇所	142(143)	142	63	44.4%
急傾斜地崩壊危険箇所	4,274(4,274)	1,200※3	332	27.7%
合 計	8,664(8,689)	3,009	734	24.4%

※1 ()書きは直轄分を含む箇所数である。

※2 土石流危険溪流の要対策箇所は、ランクIを対象としている。

※3 急傾斜地崩壊危険箇所の要対策箇所は、ランクI（人工斜面と他所管を除く）を対象としている。

※4 整備率は県要対策箇所ベースである。

● 平成18年度砂防関係事業当初予算 (県予算)

区分	事 業 名	事業費 (千円)	箇所数
補助事業	通常砂防事業	1,066,000	23
	火山砂防事業	593,000	8
	地すべり対策事業	163,000	4
	急傾斜地崩壊対策事業	418,000	13
	総合流域防災事業 (砂防・急傾斜地・雪崩、基礎調査、土砂災害情報)	1,590,760	25
	災害関連緊急砂防等事業	222,000	-
	特定緊急砂防等事業	45,000	3
	特定緊急地すべり対策事業	75,000	1
	小 計	4,172,760	78
県単事業	施設整備費 (砂防・地すべり・急傾斜)	79,744	7
	調査費 (砂防・地すべり・急傾斜)	48,451	14
	維持管理費 (砂防・地すべり・急傾斜)	179,300	76
	その他	10,418	-
	小 計	317,913	97
国負担補助金	直轄火山砂防事業	319,990	-
	直轄地すべり対策事業	114,270	-
	小 計	434,260	-
砂防関係事業費合計			4,924,933
174			

1 国庫補助事業

41億7,276万円(前年度当初比 83.1%)

国の補助を得て、溪流、地すべり、急傾斜地等に砂防施設等の整備を行うとともに「土砂災害防止法」に基づく区域指定のための基礎調査等を実施します。

2 県単独事業

3億1,791万円(前年度当初比 118.5%)

国庫補助事業対象外箇所の砂防施設等の整備、既存施設の維持管理、及び調査等を実施します。

3 国直轄事業費負担金

4億3,426万円(前年度当初比 97.0%)

国土交通省が行なう直轄砂防事業(直轄火山砂防事業、直轄地すべり対策事業)に対する県負担金です。

■砂防関係事業の内容について

1 砂防事業

①通常砂防事業

土石流危険渓流等で土砂災害が発生するおそれのある箇所を重点に、23箇所の整備を行う。

②火山砂防事業

火山地域における異常な土石流出により、被害を受けるおそれのある8箇所の整備を行う。

③特定緊急砂防等事業

土砂災害発生箇所に再発災害防止のため、災害関連緊急砂防等事業と一体的な計画に基づき緊急的に3箇所の整備を行う。



加藤谷川（下郷町）（火山砂防事業）

2 地すべり対策事業

①地すべり対策事業

地すべり活動により、河川、道路、人家等へ被害を及ぼすおそれのある区域において、近年、地すべり活動の発生した地区、治水上重要な地区、防災上重要な道路のある地区を主体に、緊急性の高い4箇所の整備を行う。

②特定緊急地すべり対策事業

土砂災害発生箇所に再発災害防止のため、災害関連緊急地すべり対策事業と一体的な計画に基づき緊急的に1箇所の整備を行う。



鬼ヶ沢（いわき市）

3 急傾斜地対策事業

①急傾斜地対策事業

がけ崩れにより、人命や財産に被害を及ぼすおそれのある箇所において、近年、がけ崩れ被害のあった箇所や災害時要援護者関連施設のある箇所、また、地域防災計画における避難路及び避難場所がある箇所を主体に、緊急性の高い13箇所の整備を図る。



竹田一丁目（二本松市）

4 総合流域防災事業

個々の事業規模が小さい箇所について、県内を4つの圏域に分け、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、土砂災害に対し圏域一体となった総合的な対策を行う。

- | | |
|-------------|------|
| ①通常砂防事業 | 16箇所 |
| ②急傾斜地対策事業 | 8箇所 |
| ③雪崩対策事業 | 1箇所 |
| ④情報基盤総合整備事業 | |
| ⑤基礎調査事業 | |



(出典：砂防関係事業の概要 国土交通省砂防部監修)

5 施設整備費

比較的小規模で早急に対策を要する砂防、地すべり、急傾斜地の対策工事を行う。

- | | |
|---------------|-----|
| ①砂防施設事業 | 1箇所 |
| ②地すべり災害防除事業 | 2箇所 |
| ③急傾斜地崩壊防止対策事業 | 4箇所 |

6 調査費

土砂災害対策予定箇所の調査等を行う。

- ①砂防調査事業
- ②地すべり調査事業
- ③急傾斜地調査事業



モルタル劣化状況調査

7 維持管理費

土砂災害対策施設の適切な機能保持のため、老朽化施設の調査、補修・補強や標識の設置、台帳整備等を行う。

- ①砂防施設維持管理事業
- ②地すべり施設維持管理事業
- ③急傾斜地施設維持管理事業
- ④砂防指定地台帳整備事業

8 直轄火山砂防事業

吾妻山及び安達太良山火山砂防地域の荒川流域から県都福島市の市街地周辺に流出される有害な土砂を抑制・調整し、土砂災害を未然に防止するため、対策事業を推進する。



荒川流砂地（福島市）

9 直轄地すべり対策事業

滝坂地区（西会津町）において、地すべり活動による一級河川阿賀川の河道閉塞等による災害を未然に防止するため、対策事業を推進する。



滝坂（西会津町）

土砂災害警戒区域等が指定されました

福島県では、平成18年6月2日までに、いわき市、二本松市、天栄村、西郷村、富岡町、川内村において73箇所の土砂災害警戒区域等について指定しました。

県内には、8,689箇所の土砂災害危険箇所があります。今後は、平成22年度を目標に危険箇所のうち特に重要性の高い約3,500箇所について計画的に基礎調査を実施し、地元市町村と調整を図りながら土砂災害警戒区域等の指定を行い、県民の安全安心を確保して行くこととしております。

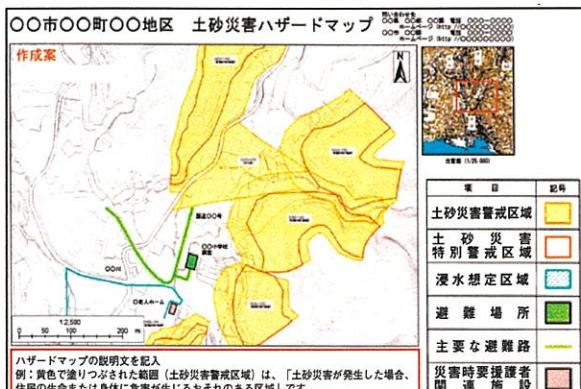
指定箇所	指定区域数		自然現象の種類			
			土石流		急傾斜地の崩壊	
	土砂災害 警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂災害 特別警戒区域
いわき市	12	11	2	1	10	10
二本松市	15	15	2	2	13	13
天栄村	14	13	5	4	9	9
西郷村	14	8	9	4	5	4
富岡町	17	16	3	3	14	13
川内村	1	1	0	0	1	1
計	73	64	21	14	52	50

表-1 区域指定箇所表（平成18年6月2日現在）

市町村の役割について

土砂災害警戒区域に指定された場合、土砂災害防止法第7条により、市町村には、以下について必要な事項を定めていただくことになります。

- ①市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定める。
- ②土砂災害警戒区域内の高齢者、乳幼児等が主に利用する施設への土砂災害情報の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。
- ③土砂災害情報等の伝達方法、避難場所などの事項を記載した印刷物を配布し、住民へ周知する。



市町村が印刷物（ハザードマップ等）を住民へ配布



土砂災害警戒区域等に関する情報は、以下のURLで見ることができます。<http://www.pref.fukushima.jp/sabou/sabomain.htm>

●平成17年度に完成した砂防施設の紹介



事業名：通常砂防事業

事業箇所名：下馬渡沢（会津若松市湊町大字共和地内）

事業期間：平成12年度～平成17年度

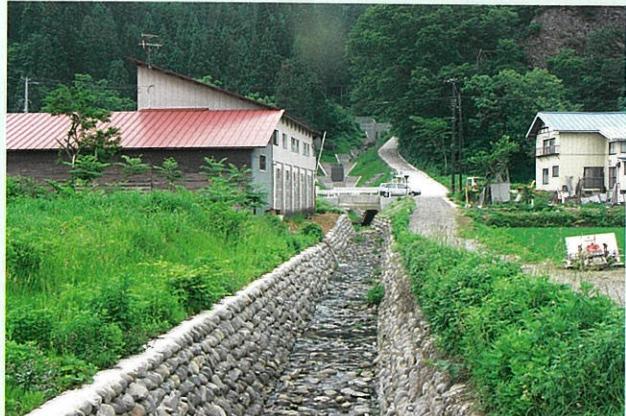
総事業費：258,100千円

事業概要：砂防えん堤工H=12.0m、L=64.8m、V=4,033m³

事業の特徴：阿賀野川水系下馬渡沢は福島県会津若松市湊町に位置し、保全対象として人家18戸と集会所を抱える土石流危険渓流である。流域は山腹の荒廃が進み、渓岸の浸食も著しく河床には不安定土砂が堆積しており、縦断勾配も急であるため豪雨時には土砂流出による下流人家への危険性が非常に高いことから、砂防えん堤工を施工した。

本体工事においては、堤体基礎が脆弱であったため、地盤改良工を実施し、鋼製ダブルウォールダムを採用した。

また、地区住民に対して工事説明会や見学会など広報活動を積極的に行なった。



事業名：通常砂防事業

事業箇所名：二軒在家沢（南会津郡只見町大字二軒在家地内）

事業期間：平成13年度～平成17年度

総事業費：190,500千円

事業概要：砂防えん堤工H=8.5m、L=29.0m、V=760.7m³
渓流保全工 L=219.0m 床固工 7基

事業の特徴：阿賀野川水系二軒在家沢は福島県南会津郡只見町に位置し、保全対象に人家10戸のほか、地域の生活道路として利用されている県道大倉・大橋・浜野線を抱える土石流危険渓流である。

流域は山腹の崩壊、渓岸の浸食、崩壊が著しく、平成10年8月の豪雨では下流に土砂が流出しており、現在も渓床に不安定土砂が堆積し、降雨時には土砂流出の危険性が非常に高いことから、平成13年度に事業に着手し、砂防えん堤1基と渓流保全工219mを施工した。



事業名：急傾斜地対策事業

事業箇所名：白井掛2号（白河市字白井掛地内）

事業期間：平成14年度～平成17年度

総事業費：146,500千円

事業概要：現場打法枠工L=109.0m、A=2,178.8m²

事業の特徴：本箇所は、平成10年8月の豪雨で斜面が崩壊し、人家等に被害をもたらしたが、残斜面も表土と強風化凝灰岩で覆われた脆弱な地質であり危険性が高いことから、再度災害を防止するため現場打法枠工で対策したものである。なお、本箇所周辺は住宅密集地であることから、構造物から受けける圧迫感を抑え、うるおいのある斜面となく、枠内は植生土のうで緑化を図った。また、工事中には、地域住民に工事内容や工程がわかるチラシを配布するなど、地域の理解を得ながら完成を図ることができた。



事業名：地すべり対策事業

事業箇所名：大利（いわき市好間町北好間地内）

事業期間：昭和34年度～平成17年度

総事業費：3,805,800千円

事業概要：水路 L=6,396m 集水井工 N=36基

集排水ボーリング工 L=38,624m 押さえ盛土工 1式
鋼管杭工 N=245本

事業の特徴：大利地区は、地すべり対策事業として昭和34年より継続的に実施しており、当初は昭和63年度を概成目標として集水井工及び杭工等による対策工を実施してきましたが、昭和63年度、平成10年・11年の集中豪雨により、再度局部的な地すべり状態の不安定化により地すべり対策施設（集水井等）に被害が生じたため、集水井等の追加工事を実施し平成17年度に事業概成しています。

平成18年度土木部砂防グループ職員紹介

平成18年度の砂防グループの新体制は下記のとおりです。本年度もよろしくお願ひいたします。

参 事 加藤 秀明	主 幹 阿部 清
砂 防 担 当	傾斜地保全担当
主任主査 玉川 瞳夫	主任主査 星 尚克
主 査 瓜生 健光	主 査 平塚 透
副 主 査 渡部 孝光	主 査 森藤 秀寿
副 主 査 鹿又 剛	技 師 吉田 秀喜
技 師 鶩尾 洋一	技 師 愛川 薫

土砂災害防止に関する作品募集

国土交通省では、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害から、かけがえのない命と財産を守るために、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の皆様のご理解とご協力得るよう種々の行事を行っています。

この行事の一環として、明日を担う小・中学生の皆さんに、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めていただくために、次のとおり作品を募集しています。

募集期間 平成18年

6月1日～9月15日

募集対象 全国小・中学校生徒

募集作品 土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文

表彰内容 国土交通大臣賞、国土交通事務次官賞、砂防部長賞、福島県砂防協会会长賞

問合せ先 県庁砂防グループ

電話 024(521)7493

FAX 024(521)7716



「砂防ふくしま（第15号）」をお届けします。

市町村の合併も進み、90市町村から61市町村になりました。

合併により行政区域が大きくなつても防災業務には些かの後退があつてはいけません。

これらから梅雨本番ですが、皆様とともに砂防事業を推進してまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願ひします。

皆々様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

